

令和 8 年第 2 回袖ヶ浦市議会定例会における

施政方針

演説に先立ち配布用として作成しましたので、当日の演説と表現その他に差異がありますことをご了承ください。

目 次

はじめに（重点的取組事項）	・・・ 1
主要事業	
（1）未来を育む、安心と希望のまちづくり 【子育て・健康・福祉】	・・・ 5
（2）豊かな心とふるさとの文化を育むまちづくり 【教育・文化】	・・・ 7
（3）安全・安心な暮らしを守るまちづくり 【防災・防犯】	・・・ 8
（4）都市と自然が調和した住みやすいまちづくり 【都市形成・都市基盤】	・・・ 10
（5）環境にやさしいまちづくり 【環境】	・・・ 11
（6）地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまちづくり 【産業】	・・・ 12
（7）みんながつながり互いに尊重しあえるまちづくり 【市民活動】	・・・ 14
（8）時代の変化を捉えた効果的なまちづくり 【行財政】	・・・ 14
当初予算	・・・ 15
むすび	・・・ 16

令和8年第2回袖ヶ浦市議会定例会における施政方針

【はじめに（重点的取組事項）】

本日ここに、令和8年第2回袖ヶ浦市議会定例会を招集し、令和8年度の当初予算をはじめ関連議案のご審議をお願いするに当たり、私が市政に臨むに際しましての基本となる考え方と主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

わが国の経済は、全体として緩やかな回復基調をたどっており、米国の通商政策の影響や、物価上昇の継続による個人消費の低迷など景気を下押しするリスクもありますが、今後も雇用・所得環境の改善や各種政策による効果が緩やかな回復を支えるものと期待されています。

このような社会経済状況下において、本市では、これまで物価高騰に影響を受ける市民や事業者の皆様に対し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、様々な支援を実施してまいりました。引き続き、国が行う経済対策などの動向を注視し、迅速かつ適切な支援に努めてまいります。

さて、本市では、令和2年3月に策定した基本構想において、市が目指す将来の姿を「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」とし、これを実現するための視点として、「誰もが活躍するまち」、「安心して暮らせるまち」、「人が集まる活気あるまち」という3つの基本的視点と「みんなでつくるまち」という共通の視点を定め、各種施策を効果的に実施することで、令和13年度末に人口6万5千人以上を維持することを目標としております。

前期基本計画の期間中は、長期化したコロナ禍への対応やロシアによるウクライナ侵攻など不透明な世界情勢を背景とした物価高騰の影響を受け、本市を取り巻く環境は厳しい状況にありましたが、東京湾アクアラインなど首都圏につながる良好なアクセス環境の優位性、内陸部に広がる田園地帯や魅力ある公園等の自然豊かな地域の特性を活かし、全国的に人口が減

少する中であっても、本市の人口は緩やかに増加しております。

しかしながら、今後、人口は横ばいで推移すると見込んでおり、少子高齢化の進行による人口構造の変化や激甚化する自然災害への対応などの課題に加え、脱炭素・循環型社会の実現、DXの推進などの時代の潮流にも適応していく必要があります。

このような課題に対し、本年4月からスタートする後期基本計画では、各施策を総合的かつ効果的に推進するため、「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的な計画にするとともに、基本構想を実現するために重視する4つの行動を重点的取組として位置付けをいたしました。

まず一点目の重点的取組は、「組織を超える」であります。市民や地域団体、企業、大学など様々な主体との協働を促進することで、地域の課題に市民が主体的に対応できる力を育み、公民連携による行政サービスの質の向上や、広域連携による持続可能な行政運営を推進してまいります。

昨年2月に完成した南庁舎には、市民交流広場のほか、市民活動サポートセンター「そでのわ」や市民協働会議室「そでふれば」を設置し、市民活動の拠点として市民活動団体や多くの市民の方々に利用されております。

引き続き、まちづくりへの関心を高め、地域活動がより一層活性化するよう「そでのわ」や各交流センターを拠点として、市民活動団体等の方々と組織を超えた協働の取組により、地域資源を活かしたイベントの実施や、地域に根差した活動を支援し、地域のにぎわいを創出してまいります。

また、地権者有志で組織される「袖ヶ浦駅西側地区まちづくり準備会」の活動を支援し、土地利用に関する事業化の検討を進めていくとともに、臨海スポーツセンターや百目木公園等の地域を代表する拠点施設を活用するなど、その地域の特性とポテンシャルを最大限発揮できるよう民間の力も活かしながら検討し、にぎわいのあるまちづくりを推進してまいります。

二点目は、「分野を超える」であります。市民生活や事業活動などの課題やニーズが複雑化・多様化する中、異なる分野の知識や視点、取組などを組み合わせることにより、包括的かつ効果的な行政サービスを実現し、

市民目線に立った支援の一元化や分野連携による地域価値の創造、市役所内の連携強化を図ってまいります。

本市では、これまでも子育て支援の施策に関し、保育施設の整備や保育サービスの充実等に積極的に取り組んでまいりました。本年4月から、こども施策に係る一体的な計画として推進する「こども計画」がスタートし、子育て支援課内の「こども家庭センター」を新たに行政組織上の課として位置付け、これまで行ってきた切れ目のない支援体制を更に強化し、専門職員による相談体制の充実を図ってまいります。

さらに、就学前のこどもの健康状態や発達課題を早期に把握するため、新たに5歳児健康診査を実施し、子育て、福祉、教育の分野連携により、就学に向けた準備を円滑に進められるよう取り組んでまいります。

また、高齢化が進行する社会の中においても住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活をいきいきと継続できるよう、高齢者の生活や介護予防などに関する相談支援体制の更なる充実を図るため、昨年7月に市内3箇所目となる「昭和・根形地区地域包括支援センター」を開設し、安心して生活できる取組を進めてまいりました。

新たな介護予防の取組としてシニア向けの「eスポーツ体験会」を各地区において開催し、高齢者の社会参加の促進とフレイル予防につなげてまいります。

三点目は、「世代を超える」であります。少子高齢化が進む中、すべての世代がつながり、支え合い、安心して暮らせる環境を整備することで、持続可能な地域社会や多世代の交流を促進して安心して暮らせるコミュニティを形成し、次世代につなぐまちづくりを推進してまいります。

先に「分野を超える」でも述べさせていただきましたeスポーツの推進につきましては、高齢者の介護予防や生きがいづくりにとどまらず、地域スポーツやレクリエーションとして、世代間の交流を促進できるよう地域交流イベントを開催するなど、世代を超えるコミュニケーションの活性化を図ってまいります。

また、近年、自治会加入率が低下してきており、自治会活動の存続が危惧されております。世代を超える地域コミュニティの活性化を図るため、自治会回覧の電子化や自治会内での情報共有の促進、円滑なコミュニケーションを支援する自治会運営支援アプリの導入などに向け、自治連絡協議会等と連携して自治会DXを推進してまいります。

最後に四点目は、「想像を超える」であります。既存の枠組みや過去の事例にとらわれず、自由な発想や技術の進化を活かすことで、市民や事業者を支援し、アイデアと対話から生まれる地域デザイン、デジタル技術の活用、地域や企業のイノベーション支援、持続可能なプロモーションなどの取組を展開してまいります。

産官学連携のもと大学が持つノウハウやアイデアを活用し、交流センターでは、こどもの居場所づくりに向けての取組を進めるほか、市民活動サポートセンター「そでのわ」や各交流センターにおいて、市民活動団体が抱える課題解決のための共創の場づくりを推進し、新たな発想による市民活動を支援してまいります。

以上、後期基本計画における重点的取組の一端を申し上げましたが、これらの「4つの超える」は、すべての施策に係る重要な取組であり、これを常に意識し、行政運営に取り組んでまいります。

また、後期基本計画を着実に推進するため、第3期実施計画では、真に優先度の高い事業を厳選して計画に位置付けるとともに、4月から行政組織の改編を実施いたします。

具体的には、協働によるまちづくりを更に推進するため、市民生活部を新設し、地域コミュニティ課や地域の拠点となる交流センターを設置する組織編成といたしました。

さらに、市を取り巻く環境変化に対応し、組織横断的に事業を展開するため、企画政策部に政策秘書課を、市民の皆様が抱える複雑化・複合化したニーズに対応するため、福祉部に生活保護業務を専任とする生活支援課を、新設する健康こども部に、先ほど申し上げた「こども家庭センター」

を設置するなど、部局を超えた連携強化を図る組織編成といたしました。

これからも市民の皆様の声をしっかりと聴き、市民の皆様と共に、次世代に誇れる、持続可能なまちづくりに向け、全力を尽くし、市政を更に前へと進めていく所存でございます。

【主要事業】

それでは、次に、後期基本計画の施策体系に基づき8つの施策分野における主要な取組を中心にご説明申し上げます。

(1) 未来を育む、安心と希望のまちづくり

【子育て・健康・福祉】

1点目は、「未来を育む、安心と希望のまちづくり」であります。

未来を担うこどもたちの健やかな成長を社会全体で支え、未来に向けた持続可能なまちづくりを推進するためには、子育て支援を充実させ、安心して子育てができる環境づくりが重要であり、また、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して心身ともに健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

こども・子育て支援では、昨年「百目木どろんこ保育園」が開園され、民間事業者と協力した取組を進めてまいりました。引き続き、更に高まる保育ニーズに対応するため、4月に袖ヶ浦駅海側地区で開設する小規模保育施設の安定した運営に向け、支援を行ってまいります。

さらに、すべてのこどもの育ちを応援し、保護者の就労要件を問わず、時間単位で保育施設などを利用できる制度である「こども誰でも通園制度」が円滑に開始できるよう取り組んでまいります。

また、奈良輪小学校校区において、新たに小学校敷地内に放課後児童クラブ会館を整備し、校舎内で運営する放課後児童クラブの円滑な移転を図るとともに、その他の小学校区におきましても、就学児童に放課後や夏休み

などに遊びや生活の場を提供するため、クラブの運営を支援し、利用児童数の推移を見極めながら受け皿の確保に努めてまいります。

さらに、市民が安心して子育てができるよう妊娠から出産、子育て期の不安や悩みに寄り添い、切れ目のない支援を引き続き行うとともに、支援が必要とされる児童等の家庭が孤立することがないように、新たに民間団体と訪問による見守りを行い、要保護児童対策地域協議会と連携して支援に取り組んでまいります。

健康づくり・医療につきましては、市民一人ひとりが心身の健康に関心を持ち、健やかに暮らすことができるよう、ボランティア団体等と連携して、各世代の疾病傾向を分析し、その傾向に応じた食生活の提案等を実施することで、健康寿命の延伸を図ってまいります。

また、感染症対策では、市民が安心して健やかに生活できるよう、4月から新たに加わるRSウイルスワクチンをはじめとする定期予防接種の実施や日常生活における感染症予防策の啓発に努めるとともに、新型インフルエンザ等の新興感染症発生時に迅速かつ円滑に対応するための体制の構築に向けて、関係機関等と連携し、協議を進めてまいります。

地域医療の提供体制では、市民が適時適切に医療を受けられるよう君津木更津医師会等の関係機関と連携し、初期医療や二次救急医療体制の確保に努めるとともに、大規模災害発生時等に迅速に対応できるよう引き続き体制の確保に努めてまいります。

地域福祉につきましては、社会情勢や家族関係の変化に伴い、複雑化・複合化した課題を抱える方々の相談などに対応するため、地域福祉課内に生活相談班を新設し、関係機関と連携して横断的な重層的支援体制を推進するとともに、生活に困窮している方々に対しては、地域社会の中で生活を立て直せるよう、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援体制の強化を図ってまいります。

高齢者福祉では、住み慣れた地域での生活支援として、認知症グループホームの整備を推進するとともに、介護サービス事業所等における介護人

材の確保及び育成に努め、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう介護サービスの充実を図ってまいります。

また、身寄りのない高齢者等が増加する中で、あらかじめ緊急連絡先など個人の情報を市に登録していただき、関係機関に情報を提供する終活への支援制度を新たに実施してまいります。

障がい福祉では、障がいのある方の日常生活や社会生活支援のため、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実を図るとともに、第4期障がい者福祉基本計画の中間見直しを行ってまいります。

(2) 豊かな心とふるさとの文化を育むまちづくり

【教育・文化】

2点目は、「豊かな心とふるさとの文化を育むまちづくり」であります。

次世代へ向けた人づくりを推進するため、学校・家庭・地域の連携による学校教育の充実を図るとともに、すべての市民が心豊かに暮らすことができる地域社会づくりのためには、自ら学び続けることができる環境づくりが必要となります。

学校教育においては、教育環境の整備として、学校施設の照明器具のLED化を計画的に実施するとともに、こどもたちの学習、生活の場であり、災害時の避難所としても活用される体育館への空調設備設置に向けた準備を進め、良好な教育環境と避難所機能の強化を図ってまいります。

また、本年1月に更新した市内小中学校の児童生徒用GIGAスクールタブレット端末により、デジタルコンテンツの利活用を促進し、学習効果を高めるとともに、不登校支援を含めた「個別最適な学び」の充実に一層努めてまいります。

地域に開かれた学校づくりでは、中学校部活動の地域移行について、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を創出するため、地域クラブづくりや

人材確保を図るとともに、地域の特性を活かした特色のある教育活動を推進する一環としての特認校制度の活用について更に検討してまいります。

学校給食については、こどもの適切な栄養の摂取と健康の保持増進を図り、小学校では、国の給食費負担軽減交付金等を活用し、保護者負担を軽減してまいります。また、中学校では、食材費の物価高騰による給食費の保護者負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用及び、第3子以降の給食費免除を引き続き実施してまいります。

生涯学習につきましては、多様な生涯学習の場の提供を行うとともに、青少年の健全育成の推進のため、現在、昭和、長浦及び根形小学校の3校で実施している放課後子供教室について、新たに奈良輪小学校で実施し、こどもの居場所づくりや、地域でこどもを見守る活動の充実を図ってまいります。

文化芸術・文化財では、山野貝塚の保存活用について、「史跡山野貝塚整備基本計画」に基づき、整備工事を開始するとともに、引き続きボランティアとの協働による史跡ガイドや維持管理を推進してまいります。

また、地域資料の保存活用については、地域に伝えられた資料を後世に継承するため、適切に保存、活用するとともに、文化財等のデジタル化を進め、文化財の価値や重要性を周知してまいります。

さらに、重要無形民俗文化財に指定されている「上総掘りの技術」を活用し、井戸掘削を行うことで技術継承者の育成を図り、その伝統技術を周知するとともに、掘削した井戸を災害発生時にも活用することで、地域防災力の向上につながるよう取り組んでまいります。

(3) 安全・安心な暮らしを守るまちづくり

【防災・防犯】

3点目は、「安全・安心な暮らしを守るまちづくり」であります。

市民が安全・安心に暮らすためには、いつ起こるかわからない災害等に

対し、常日頃から準備をしておくことが重要であり、また、巧妙化する犯罪などから市民の生命・財産を守る取組を更に推進していく必要があります。

防災では、地域防災力の要となる自主防災組織の活性化を図り、その活動を引き続き支援するとともに、災害対策コーディネーター養成講座を開催し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、実践的な総合防災訓練を継続して実施し、消防団や自主防災組織との連携を強化するとともに、防災関連設備の更新と適切な運用を行い、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

さらに、計画的に備蓄物資や防災資機材を更新し、充実を図るとともに、防災行政無線などの情報伝達に係る機器の適切な維持管理やシステムの運用及び、被災者生活再建支援システムを迅速かつ的確に活用できる体制づくりを行ってまいります。

また、強風による住宅屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、新たに既存住宅の瓦屋根の耐風改修に係る費用の一部を助成する制度を開始いたします。

防犯・交通安全につきましては、防犯灯の適切な配置や街頭防犯カメラの維持管理を行うとともに、市民への情報周知と啓発活動を強化し、地域住民や関係団体との連携を深め、自主防犯組織の活動を支援することで、地域全体の防犯体制の充実を図ってまいります。

また、交通安全対策では、関係機関と連携し、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室や啓発活動を引き続き実施してまいります。

消防・救急につきましては、消防・救急体制の充実を図るため、新たな防災拠点となる消防庁舎の統合に向けて、基本計画の策定を進めてまいります。

また、火災による被害を未然に防ぐため、住宅用火災警報器の普及啓発などの防火対策を促進するとともに、中央消防署の救急車の更新及び消防団第15分団の詰所の建て替えを行い、消防・救急体制を強化してまいり

ます。

さらに、市民の皆様が応急手当の知識と技術を習得できるよう、児童生徒も対象とした救急入門コースの実施や応急手当啓発員の養成を進めてまいります。

(4) 都市と自然が調和した住みやすいまちづくり

【都市形成・都市基盤】

4点目は、「都市と自然が調和した住みやすいまちづくり」であります。

持続可能なまちづくりには、人口減少や社会構造の変化に対応し、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりの実現のための施策を展開し、次世代へつなげていくことが重要となります。

都市計画・市街地形成では、内陸部の地域活性化に向けた取組として、県からの都市計画法に関する事務等の権限移譲を受け、既存集落のコミュニティ維持のため、市街化調整区域の指定した規制緩和集落において、自己居住用の住宅の開発行為等を可能にするなど、地域の実情に応じたまちづくりを推進しております。

また、先に申し上げたように、百目木公園等の活用を通じ、にぎわいのあるまちづくりを目指すとともに、インターチェンジ周辺などの土地活用については、市街化調整区域における地区計画制度の積極的な活用を推進してまいります。

さらに、都市計画の見直しや立地適正化計画の策定については、引き続き国・県等と協議しながら取り組んでまいります。

道路・河川につきましては、交通利便性の向上と歩行者の安全を確保するため、市道三箇横田線等の整備を引き続き進めるほか、都市計画道路西内河根場線の早期完成、それに続く都市計画道路西内河高須線の事業実施に向けた検討や市道中袖南袖線の渋滞対策調査などに取り組んでまいります。

また、広域幹線道路等の整備を促進するため、東京湾岸道路や（仮称）かずさインターチェンジの早期事業化、国道409号の横田地先や県道長浦上総線の阿部地先等における幅員狭あい箇所の改善などについて、国及び県などの関係機関へ引き続き要望してまいります。

さらに、市道の街路樹については、良好な生育環境の整備と安全で快適な道路空間を確保するため、街路樹管理計画に基づき、持続可能な街路樹管理を推進してまいります。

河川管理では、近年の気候変動により頻発化している豪雨による河川災害の発生などを抑制するため、百々目堰の浚渫工事に向けた実施設計を行うとともに、水防事業では、引き続き河川への危機管理型水位計や監視カメラの設置を進め、災害時における迅速かつ安全な避難行動につなげてまいります。

下水道につきましては、施設の適正な管理と機能保持のため、包括的維持管理委託や、下水道管の内面調査、耐震化による安全・安心なインフラ整備を進めるとともに、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定を行い、経営基盤の強化を図ってまいります。

公共交通につきましては、昨年10月から長浦地区での本格運行を開始したデマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」の実証運行を、長浦地区を除く市内全域で引き続き実施するとともに、安全で新しい交通手段となる自動運転バスの導入に向け、実証運行を行い、将来的な運転手不足の解消や市民の移動支援に取り組んでまいります。

（5）環境にやさしいまちづくり

【環境】

5点目は、「環境にやさしいまちづくり」であります。

豊かな自然と快適な生活を両立するためには、私たちの日常生活や事業活動に伴い発生する温室効果ガスや廃棄物などの環境負荷をあらゆる取組

によって低減していくことが重要となります。

環境保全につきましては、令和6年3月に行った「袖ヶ浦市カーボンニュートラル宣言」の理念のもと、地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガスの排出削減対策に加え、気候変動の影響への適応策を推進しており、引き続き市庁舎や学校給食センターにおける「カーボン・オフセット都市ガス」の使用を継続してまいります。

また、地球温暖化対策実行計画アクションプランにより、普及啓発、取組支援、市による率先行動など、地球温暖化対策のための具体的な取組を市民や事業者の皆様と共に更に進めてまいります。

さらに、再生資源物の屋外保管事業場への対応については、資源の循環という重要な役割を担う一方で、市民の皆様が安全・安心な生活が損なわれることがないように、再生資源物の屋外保管事業場に対して、市条例に基づき適正な保管の指導を徹底し、生活環境を保全してまいります。

廃棄物・リサイクルにつきましては、ごみの適切な分別を図るため、本年4月より小型充電式電池のごみステーションでの回収を開始するとともに、プラスチックリサイクルを含むごみ処理の総合的な見直しの検討を進め、循環型社会への移行を推進してまいります。

第2期君津地域広域廃棄物処理施設については、令和9年4月の本格稼働に向け、木更津市、君津市、富津市、鴨川市、南房総市、鋸南町に本市を加えた6市1町で連携して整備を進めており、本年8月を目途に施設の試運転を開始する予定としております。

また、廃棄物の不法投棄等については、監視パトロールや監視カメラを活用し、早期発見と適切な指導を徹底することで、引き続き生活環境と自然環境の保全に努めてまいります。

(6) 地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまちづくり

【産業】

6点目は、「地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまちづくり」であります。

地域を活性化させ、まちを発展させていくには、地域の魅力を活かした「にぎわい」を維持・発展させ、活力あるまちづくりを進めるとともに、人々が希望を持って働くことができる環境を整えることが重要となります。

農林業につきましては、農業振興地域において、保全が必要な農地を把握し、農業の発展と効果的な土地利用を図るため、農業振興地域整備計画の策定に必要な基礎調査を、引き続き県と協議しながら進めてまいります。

また、新規就農者への農地斡旋、農業経営相談、栽培技術習得支援、機械・施設導入への助成を行うとともに、農作業の省力化や効率化のため、スマート農業に取り組む事業者を支援することなどにより、農業者の持続可能で安定した経営を支援してまいります。

さらに、ほ場整備については、事業実施中である大鳥居ほか2地区において、農地の集積等を図り、野菜栽培を取り入れた複合経営への転換を促進し、また、事業化に向けた活動を行っている野里大和田地区への取組を支援するなど、地域農業の持続的な発展を積極的に支援してまいります。

森林の経営管理では、森林管理の適正化を推進するため、森林環境譲与税を活用して行った平岡地区での意向調査の結果を踏まえ、現在、策定しております森林整備実行計画において森林整備を図るとともに、木材の利用促進についても検討を進めてまいります。

商業の活力ある推進では、商工会や商店会による魅力向上事業や交流イベントを支援するとともに、中小企業の経営基盤安定のため、融資や利子補給制度を活用した支援、事業承継やDX支援、また、新たに開始する「奨学金代理返還支援制度」の活用により、若年世代の人材確保を促進し、工業の力強い推進では、新規立地や設備投資の促進のほか、カーボンニュートラルの取組や、成長分野への支援を行ってまいります。

観光振興への取組では、本年で5回目となる「そでがうらまつり」を市の一大イベントとして開催するほか、袖ヶ浦市観光協会と袖ヶ浦駅北口広

場でのイベント開催や、地域資源を活用した市内回遊促進に取り組むとともに、君津地域の3市と連携し、広域的な回遊性向上にも積極的に取り組み、地域活性化と観光地としての魅力を高めてまいります。

(7) みんながつながり互いに尊重しあえるまちづくり

【市民活動】

7点目は、「みんながつながり互いに尊重しあえるまちづくり」であります。

地域コミュニティの維持や活性化を図るためには、市民と行政が互いの特性を活かした協働関係を築き、市民主体のまちづくりを推進することが重要となります。

また、市民一人ひとりが「自分たちの地域をより良くする」「自分たちの地域で困っていることを自分たちで解決する」など当事者意識を持ち、お互いを尊重し助け合いながら、まちづくり活動に積極的に参加することが重要であり、地域における活動を支援し、地域課題の解決やより良い地域づくりを目指す人材と市民活動団体等をつなぎ、地域コミュニティを活性化させる必要があります。

市民の皆様が主体的に地域活動に参加できる環境を整備するため、市民活動サポートセンター「そでのわ」を中心に、SNSや動画配信を活用した各種情報の発信や、交流会の開催等を通じて、市民活動を積極的に支援してまいります。

また、中川・富岡地区では、市内で2例目となる地域まちづくり協議会が設立されることから、活気ある地域社会の実現に向けて協議会の活動を支援してまいります。

(8) 時代の変化を捉えた効果的なまちづくり

【行財政】

8点目は、「時代の変化を捉えた効果的なまちづくり」であります。

これからの自治体経営は、限られた資源を最大限に活用し、効率的・効果的に行政サービスを提供するとともに、財政の健全化と持続可能な行政運営を両立させていくことが重要となります。

情報共有・発信では、本市内に転入されて間もない方を主な対象に、市の魅力を伝えるため、市内周遊型イベントを開催し、地域への愛着・誇りを醸成するとともに、定住意向の向上へとつなげるシティプロモーションを展開してまいります。

行政運営におきましては、市民の利便性の向上のため、デジタル技術を積極的に活用し、電子申請と電子通知の拡充を引き続き行い、行政のDXと業務の効率化を推進するとともに、業務システムの基盤となる仮想基盤サーバーの更新や、情報セキュリティ対策の強化を図り、安定した行政サービスの提供につなげてまいります。

また、本年6月から窓口受付時間を午前9時から午後4時30分までに変更し、企画立案や業務改善のための時間を確保して、行政サービスの質的向上を図るとともに、職員の働きやすい環境づくりを進めてまいります。

財政運営におきましては、公共施設等の活用・見直しについて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設再配置方針における前期アクションプランの取組を着実に推進するとともに、令和9年度を初年度とする後期アクションプランを策定し、持続可能な財政運営を推進してまいります。

【当初予算】

次に、これらを遂行するための令和8年度当初予算案について申し上げます。

令和8年度予算編成方針において、本市の財政の見通しとして、歳入の大宗を占める市税収入については、固定資産税等の増加により堅調に推移し増収となっているものの、不安定な世界情勢等による影響が不透明であ

り、楽観視することはできないとし、一方で、歳出においては、子育て支援や高齢化の進行に対応するための社会保障関係費の増による扶助費の増加や、庁舎整備事業等をはじめとする大型事業の償還金の増と金利の上昇による公債費の増加、人事院勧告などを踏まえた給与改定に伴い人件費も増加しており、さらには、労務費や資材価格の高騰により物件費等の増加が続くものと見込まれることから、経常的経費の大幅な増加による財政の硬直化が進むことが懸念され、今後も厳しい財政運営が続く状況にあるとの認識を示しました。

このような状況の下、令和8年度を初年度とする総合計画後期基本計画、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第3期実施計画との整合を図り、各施策を着実に展開するものとして、特定財源の確保に努め、健全財政を維持するとともに、限られた財源の中で効果的に取組を推進するため、各事業の優先順位付けを行い、必要性、緊急性及び費用対効果の高い事業を実施することを念頭に予算編成を行いました。

その結果、一般会計につきましては、前年度比10億9,000万円増の312億8,000万円を計上し、当初予算規模として8年連続の増加で過去最高額となりました。

また、特別会計等につきましては、国民健康保険特別会計に59億5,000万円を、後期高齢者医療特別会計に11億8,700万円を、介護保険特別会計に54億8,500万円を、下水道事業会計に23億6,765万4,000円を計上し、これら特別会計及び企業会計の総額は、前年度比3億7,787万4,000円増の149億8,965万4,000円となり、令和8年度当初予算案の総額は、前年度当初予算と比較して14億6,787万4,000円増の462億6,965万4,000円を計上いたしました。

【むすび】

以上、令和8年度に実施を予定している重点的取組及び主要事業等につ

いて申し上げました。

本市を取り巻く状況は、高齢社会への対応や激甚化する自然災害への対応など、多岐にわたる課題に直面しており、このように社会が大きく変化する時代の転換期においては、行政に求められることも変化し、それに合わせて私たち行政も変わらなければなりません。

しかしながら、複雑化、多様化する課題を解決するためには、行政の力だけでなく、市民の皆様のご協力があってはじめて実現できるものであり、既存の枠組みにとらわれない、組織や分野を超えた取組がますます重要になります。

コロナ禍を経て失われつつある地域の「つながり」や「にぎわい」の創出に向け、市民の皆様と対話を重ね、新たな視点と斬新なアイデアを積極的に取り入れながら、この難しい局面を市民の皆様と一丸となって乗り越え、未来に向かって持続可能なまちづくりを推進し、次世代に誇れるまち袖ヶ浦を実現するため、引き続き市政運営に全力を尽くしてまいります。

市民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げまして、令和8年の施政方針といたします。